

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和6年7月31日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	中央療育センター
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
業務の概要	(1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること (5) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (6) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価に関すること (7) 障害児等に対する療育訓練及び指導 (8) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 (9) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関すること (10) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所 (11) 障害児日中一時支援 (12) 施設の維持管理に関する業務 (13) 障害児入所支援の利用者の地域移行に関すること (14) 難聴児講演会に関する業務 (15) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務 ※児童福祉法は、令和6年4月1日の改正前の条項による
指定管理者	名称：社会福祉法人 同愛会 代表者：理事長 高山 和彦 住所：横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749 電話：045-459-9870
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（内線：33619）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	・家庭環境の複雑化などにより、支援にあたって特に配慮が必要なケースに対しても、区役所や保育所、学校、事業所等、様々な関係機関との連携を行い、適切に相談支援を実施した。 ・地域における障害児支援の中核機関として、発達に特性のある子どもたちが地域で安心して生活できることを目的に、保育所や幼稚園への巡回訪問や地域の関係機関向けの各専門職による地域講座の動画配信、隔週土曜の開所を行うなど、地域における多様なニーズに応える取組を行った。 ・通所及び入所における3か年の平均年間延べ利用人数及び日数は、通園で10,466人、外来診察で10,862人、短期入所で977日、日中短期入所で263日であった。 ・入所支援については、高校卒業に際し、入所児童が円滑な地域移行を実現するため、利用者一人一人が望んでいる生活の場を児童とともに時間をかけて模索・検討していくことに取り組み、その結果として、毎年度対象者全員の地域移行が実現できた。また、個別のケアや医療的なケアなど、日々変化していくニーズに対応するため、人員配置の増員や児童が在籍する学校との個別支援会議を実施するなど関係機関との連携強化を図った。 ・職員配置については、医師・看護師ともに前指定期間と比べて、各1名ずつ加配を行うなど仕様書で定める法定基準を満たす人員で事業運営を行った。その結果、医療依存度の高い利用児に安全に支援が行えるよう、療育前に保育室にて医師による診察や体調確認の実施、通園バスを利用する医療的ケアの必要なお子さんのために、看護師がバスに添乗するなど利用者のニーズに応える取組を実施した。

2	当初の事業目的を達成することができたか。	・通園療育においては、保護者等からの要望事項等を定期的に調査し、支援に反映していくなど、利用者及び保護者が求めている支援（通園待機児童問題解消のためのクール制クラス開催と専門職による保護者勉強会の実施等）を適切に実施した。 （入所） ・入所部門においては、0歳から18歳までの家庭での養育が困難な児童への入所支援（短期入所含め）及び地域移行支援を適切に実施した。 （地域支援） ・地域支援事業では、地域の関係機関への訪問支援や連絡会への参加等を実施したことで、関係機関との連携促進及び地域の支援力の向上につながった。 （診療機能） ・診療所では地域の各種医療機関と連携を図りながら、小児科・児童精神科・リハビリテーション科・耳鼻咽喉科等の診療を行い、その結果に基づき、適切に各種検査や評価を行い、必要な児童には継続フォロー、通園療育、リハビリ訓練等による支援を行った。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	・平成28年12月26日に発生した短期入所利用中の男子児童死亡事故後において、「夜間体制の強化」、「短期入所児童の支援の強化」や「人権擁護・虐待防止委員会」を設置するなど、再発防止に取り組んでいる。 ・有事において安全かつ速やかな避難ができるように、職員・利用者・家族の3者が参加する定期的な防災訓練（年2回）や防災備蓄の点検を定期的に実施するなど、災害対策に積極的に取り組んだ。 ・ヒヤリハット委員会を設け、当該委員会を中心に、毎月事故内容の検証を行うとともに、事故の集計と議事録への記載による全体周知、必要に応じて事故報告書の作成を実施するなど、危機予知訓練を徹底した。 ・施設設備の安全点検を定期的に行い、修繕が必要な箇所等が発見された際には、所管課への状況報告を行うことで、適切に修繕工事を実施した。 ・利用者及び保護者が安全・安心かつ快適に利用及び生活出来るよう、施設設備専任の用務スタッフの複数配置や業務委託を活用することで、随時の点検・補修・整備等を確実に実施した。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	・医療技術の進歩や障害に対する理解の深まりに伴い、地域療育センターの利用対象となる障害児が増加している。 ・令和6年度に中原・高津区に子ども発達・相談センターを開設することに伴い、相互の業務の整理を行うとともに、地域療育センターについては、より専門的な支援を必要とする医療的ケア児等の中重度障害児への支援や保育所等へのアウトリーチ支援、地域の障害児通所支援事業所に対する個別支援に関するスーパーバイズ等の充実が求められる。 ・専門職などの人材の定着及び人材の確保が課題となっている。 ・複雑な課題を抱えた困難ケースへの対応など、従来の福祉的要素以外が求められる支援ニーズの増加に伴い、適切な支援に必要とされる知識や技術の習得に職員が対応していく必要がある。 ・令和2年度に設置した「川崎市中央療育センター事故の検証に係る有識者会議」等における検証の結果、市が令和6年3月にとりまとめた「中央療育センター事故検証報告書（以下、「事故検証報告書」という）」の内容を踏まえ、更なる事故防止のための取組を行うことが必要である。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	・毎年度の事業報告書やヒヤリング、四半期ごとのセルフモニタリング提出をはじめ、全療育センターによる所長会議や部門長会議を定期実施し、効率的な運営や事業執行、利用者ニーズ等の把握・解決に取り組んだ。
2	制度活用による効果はあったか。	（サービスの向上） ・医療技術の進歩や障害に対する理解の深まりに伴い、地域療育センターの利用対象となる障害児が大幅に増加する中においても、直営時には出来ていなかった常勤医師の配置や、専門職など相談対応職員の増員、保育士等の増員を行うことで、外来・診療部門における待機期間が長期とならないよう対応できている。 ・事業所収入が大幅に増加するとともに、市の財政負担額も改善され、指定管理者制度導入以前よりも効率的な運営ができています。 【経費】 （導入前）383,341 千円 ※平成22年度予算ベース（通園）…直営 372,086 千円 ※平成24年度予算ベース（入所）…直営 計 755,427千円 （第三期）計 589,444千円（指定管理料） ・指定管理者制度導入以前よりも、通園利用契約児数及び診療所利用児数などが増加している。 （導入前） 【通園契約児数】 124人 【診療所利用児数（延人数）】 813人 （第三期） 下記の表に記載のとおり

		・前指定期間から引き続き、常勤医師の配置、幼稚園との併行通園開始（利用登録者の増加）、土曜日（月2回）診療部門テスト開所、特別支援学校への送迎など、指定管理者制度導入前よりも、提供できるサービス種類が増加している。 【利用実績】 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td>前指定期間の 年平均</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td rowspan="10">通 園 事 業</td><td rowspan="2">福祉型(50)</td><td>契約数</td><td>166</td><td>105</td><td>122</td><td>137</td></tr><tr><td>延人数</td><td>9917</td><td>6,733</td><td>8,069</td><td>9,610</td></tr><tr><td rowspan="2">医療型(50)</td><td>契約数</td><td>14</td><td>12</td><td>6</td><td>12</td></tr><tr><td>延人数</td><td>885</td><td>912</td><td>565</td><td>742</td></tr><tr><td rowspan="2">短時間(10)</td><td>契約数</td><td>81</td><td>48</td><td>54</td><td>59</td></tr><tr><td>延人数</td><td>1242</td><td>1,299</td><td>1,575</td><td>1,894</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>契約数</td><td>261</td><td>165</td><td>182</td><td>208</td></tr><tr><td>延人数</td><td>12,044</td><td>8,944</td><td>10,209</td><td>12,246</td></tr><tr><td rowspan="2">外 来 診 療 事 業</td><td>診療（延人数）</td><td>11,874</td><td>11,234</td><td>10,681</td><td>10,671</td></tr><tr><td>リハビリ・検査実施数（延人数）</td><td>9,348</td><td>10,502</td><td>10,325</td><td>9,504</td></tr><tr><td rowspan="4">地 域 支 援 事 業</td><td>新規相談者</td><td>567</td><td>661</td><td>743</td><td>701</td></tr><tr><td>相談支援契約件数＊</td><td>416</td><td>413</td><td>270</td><td>66</td></tr><tr><td>計画作成数＊</td><td>503</td><td>565</td><td>430</td><td>146</td></tr><tr><td>モニタリング数＊</td><td>454</td><td>408</td><td>475</td><td>168</td></tr><tr><td rowspan="4">入 所 支 援 事 業</td><td>施設入所支援（利用者数）（50）</td><td>42</td><td>44</td><td>39</td><td>42</td></tr><tr><td>短期入所（延利用日数）（10） ※日中短期入所含め上記の定員</td><td>1,670</td><td>746</td><td>881</td><td>1,303</td></tr><tr><td>日中短期入所（延利用日数）</td><td>214</td><td>195</td><td>230</td><td>364</td></tr><tr><td>緊急一時保護委託（延利用日数）</td><td>158</td><td>376</td><td>1,024</td><td>402</td></tr></table> ＊相談児童の増加や障害の多様化等を踏まえ、令和４年度から、契約に基づく障害児相談支援（計画相談支援）については医療的ケア児等、調整が難しい児童を主な対象として実施することとし、その他の児童については保護者の了承を得て、療育センターが作成支援を行うセルフプランへと移行したため、件数が減少した。				前指定期間の 年平均	R3	R4	R5	通 園 事 業	福祉型(50)	契約数	166	105	122	137	延人数	9917	6,733	8,069	9,610	医療型(50)	契約数	14	12	6	12	延人数	885	912	565	742	短時間(10)	契約数	81	48	54	59	延人数	1242	1,299	1,575	1,894	合計	契約数	261	165	182	208	延人数	12,044	8,944	10,209	12,246	外 来 診 療 事 業	診療（延人数）	11,874	11,234	10,681	10,671	リハビリ・検査実施数（延人数）	9,348	10,502	10,325	9,504	地 域 支 援 事 業	新規相談者	567	661	743	701	相談支援契約件数＊	416	413	270	66	計画作成数＊	503	565	430	146	モニタリング数＊	454	408	475	168	入 所 支 援 事 業	施設入所支援（利用者数）（50）	42	44	39	42	短期入所（延利用日数）（10） ※日中短期入所含め上記の定員	1,670	746	881	1,303	日中短期入所（延利用日数）	214	195	230	364	緊急一時保護委託（延利用日数）	158	376	1,024	402
			前指定期間の 年平均	R3	R4	R5																																																																																																					
通 園 事 業	福祉型(50)	契約数	166	105	122	137																																																																																																					
		延人数	9917	6,733	8,069	9,610																																																																																																					
	医療型(50)	契約数	14	12	6	12																																																																																																					
		延人数	885	912	565	742																																																																																																					
	短時間(10)	契約数	81	48	54	59																																																																																																					
		延人数	1242	1,299	1,575	1,894																																																																																																					
	合計	契約数	261	165	182	208																																																																																																					
		延人数	12,044	8,944	10,209	12,246																																																																																																					
	外 来 診 療 事 業	診療（延人数）	11,874	11,234	10,681	10,671																																																																																																					
		リハビリ・検査実施数（延人数）	9,348	10,502	10,325	9,504																																																																																																					
地 域 支 援 事 業	新規相談者	567	661	743	701																																																																																																						
	相談支援契約件数＊	416	413	270	66																																																																																																						
	計画作成数＊	503	565	430	146																																																																																																						
	モニタリング数＊	454	408	475	168																																																																																																						
入 所 支 援 事 業	施設入所支援（利用者数）（50）	42	44	39	42																																																																																																						
	短期入所（延利用日数）（10） ※日中短期入所含め上記の定員	1,670	746	881	1,303																																																																																																						
	日中短期入所（延利用日数）	214	195	230	364																																																																																																						
	緊急一時保護委託（延利用日数）	158	376	1,024	402																																																																																																						
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	・医療的ケア児に対する配慮を行うこと及び地域支援の充実を仕様書に盛り込み取り組んでいく。 ・公募にあたっては、指定管理者が変更となった場合の人材確保と引継ぎのための十分な期間と引継ぎに要する予算の確保、また、十分な募集期間を確保していくことが必要である。 ・短期入所における事故を踏まえ、「障害特性に応じた支援と質の向上に向けた取組」や「職員体制の整備」など、再発防止に向けた取組を継続的に実施していくことが必要である。																																																																																																									
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	当該施設については、児童発達支援センターとしての業務だけでなく、地域における障害児支援の中核機関として地域の支援力向上のための役割等が求められることから、給付費だけで運営することが困難であり、公的な位置づけとしての運営体制が求められているため、引き続き指定管理者制度により運営することが望ましいと考えられる。																																																																																																									

4. 今後の事業運営方針について

・指定管理者の公募にあたっては、指定管理者が変更となった場合に、人材確保と引継ぎのための期間を確保するため、1年程度公募期間の前倒しを行い、引継ぎに要する予算及び期間（1年間）を確保する。また、仕様書の内容の見直しなどを行った上で、広く周知を行うとともに、事業者が参画しやすいよう2か月程度の募集期間を確保する。 ・仕様書等の見直しにあたっては、「事故検証報告書」の内容を踏まえ、人員確保なども含めた事故防止のために実施すべき取組を示す。 ・令和6年度に子ども発達・相談センターを開設していくことに伴い、より専門的な支援を必要とする医療的ケア児等の中重度障害児への支援の充実や、保育所等へのアウトリーチ支援の強化によるインクルージョンを推進していく。 ・聴覚障害児支援の中核施設として、医療・保健・福祉・教育等との関係機関の連携を強化するなど、聴覚障害児とその家族に対し、適切な情報と支援を提供できるような支援体制を構築していく。 ・地域における障害児支援の中核機関としての役割等が求められる当該施設については、第3期に引き続き、指定管理者制度による通所と入所の一体的な運営を継続していくことが望ましい。
